

議第148号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保施行令」といいます。）の一部改正により、出産した被保険者等に係る保険料の減額措置が創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 出産した被保険者等に係る保険料の所得割額及び均等割額の減額措置等

ア 子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国保施行令の一部改正により世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」といいます。）がいる場合は、当該世帯の世帯主に対して賦課する保険料の所得割額及び均等割額を減額することとされました。

減額する保険料の額は、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合※には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」といいます。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額とし、その減額相当分は公費で負担（国：2分の1，都道府県：4分の1，市町村：4分の1）することとされました。

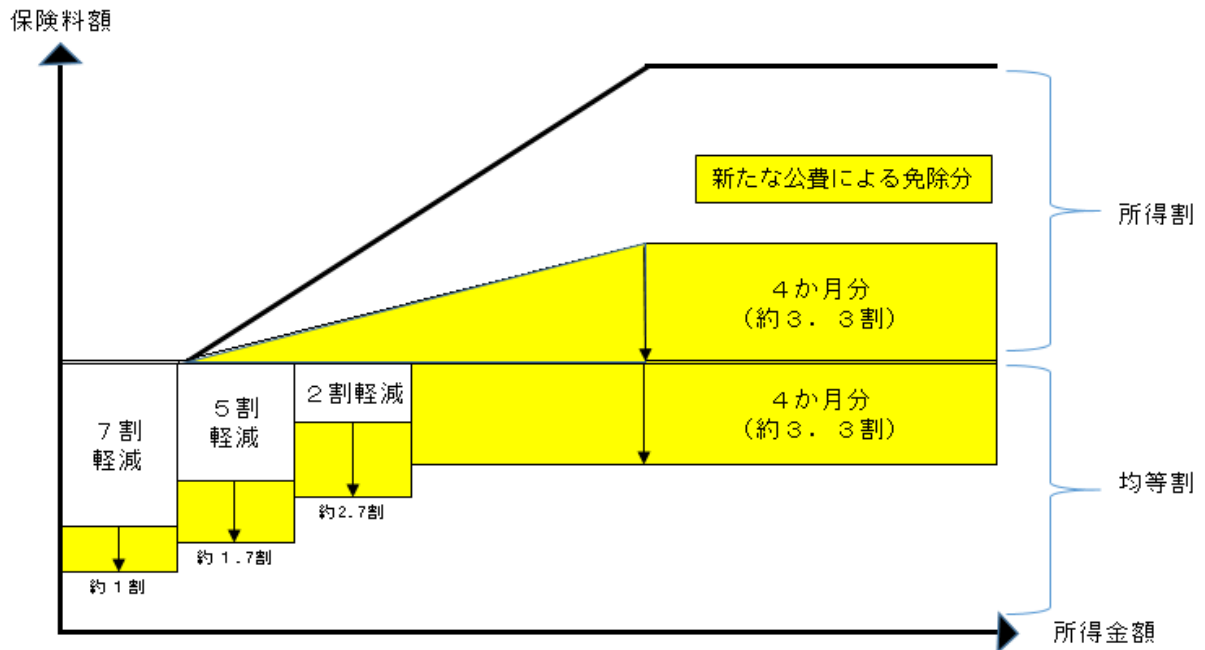
なお、令和5年度の保険料については、令和6年1月以降に免除対象月がある場合に減額の対象とされています。

これに伴い、本市が行う国民健康保険（以下「呉市国民健康保険」といいます。）においても、当該減額の措置を講じるため、所要の規定の整備をします。

※厚生労働省令で定める場合

- 1 出産被保険者が出産した後に、世帯主が保険料の免除を受けるための届出を行った場合
- 2 出産被保険者が出産した後に世帯主が当該届出を行っていない場合で、市が当該届出で届けられるべき事項を確認することができるとき。

【産前産後期間の保険料の軽減措置（イメージ）】



※費用負担 公費（国1/2，都道府県1/4，市町村1/4）

【出典】厚生労働省（第96回社会保障審議会医療部会・資料1）

イ 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、保険料の減額のために必要書類を添付の上、届出書の提出が必要とされました。なお、当該届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができます。

また、必要な事項を市長が職権で確認できる場合は、当該世帯の世帯主による届出を省略させることができることとされました。

これに伴い、呉市国民健康保険においても、所要の規定の整備をします。

ウ アの保険料の減額措置の創設に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、市町村は、当該減額措置により減額した額の総額を基礎として、国保施行令で定めるところにより算定した額を、国民健康保険の特別会計に繰り入れることとされました。

当該繰入金については、呉市国民健康保険の一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定に用いる国民健康保険事業に要する費用のための収入から除外するため、所要の規定の整備をします。

(2) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い、関係規定の整理をします。

3 施行期日

令和6年1月1日